

芦屋町環境審議会について

(1)環境審議会の役割

町長の諮問に応じ、町の環境保全に関する基本的事項（環境基本計画・環境基本条例）について審議し答申を行います。また、必要に応じて環境保全に関する基本的事項以外の事項についても調査審議を行います。

令和5年度については、町長の諮問に応じ、第2次環境基本計画について審議し、答申を行います。

※環境基本計画とは

本町の環境の現状と課題を踏まえ、目指す環境像と目標を定め、良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。また、まちづくりの基本方針を定めた総合振興計画を環境面から効果的に推進する役割も担っています。

※環境基本条例とは

環境の保全に関する基本理念を定め、住民、団体、事業者、町の責務を明らかにするものです。

(2)任 期

令和5年5月22日 ～ 令和7年5月21日 の2年間

(3)会長・副会長

会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって選出します。

(4) 環境審議会構成（10名以内）

- ①学識経験者1名
- ②芦屋町環境美化推進委員会1名
- ③芦屋地区農事組合1名
- ④芦屋町商工会1名
- ⑤芦屋町議会2名
- ⑥芦屋町教育委員会1名
- ⑦福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所1名
- ⑧公募1名
- ⑨副町長1名